

2022年9月15日

参議院議員

自見 はなこ 先生

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



要 望 書

多胎児とその家族に対する継続的支援として、助産師等による訪問看護を推進されたい

記

現在、妊婦の100人に1人が多胎妊婦であり、妊娠中やその後の育児を支援する重要性が、認識されつつあります。国は多胎妊産婦への対応として、「産前・産後サポート事業」では、多胎ピアサポート事業や多胎妊産婦等サポーター事業を実施して、多胎妊婦の日常生活上の支援や相談を実施することや、多胎妊婦の妊婦健康診査の助成を手厚くするなど、さまざまな施策を打ち出しています。

また、産後ケア事業について各自治体は、産後ケア事業利用可能回数を増やす措置をしています。さらに多胎児は、早産等によって低体重で出生する児も多いことから、NICUから家庭への生活に移行する際の支援として、助産師が小児科医からの指示書によって、訪問看護を実施することも散見されるようになりました。しかし、以下の課題が明らかとなってきています。

1. 産前・産後サポート事業等で、サポーターからの家事支援等を受けられることは多くなったが、助産師等看護職からの育児支援を受けることができる機会は産後ケア事業の限られた機会にとどまっていることが多い。

2. 助産師等による訪問看護を受けることができるのは、医療保険で対象となる児のみである。このため、多胎児を養育している家庭が望んでも、継続的な訪問看護を受けることができない場合もある。

このことから、医療保険の対象とならない多胎児とその家族の状況であっても、対象者が望めば、生後ある一定の期間は、助産師等による訪問看護が受けられる体制の整備をお願いしたく、ここに要望いたします。

以上